

§ 3 地球温暖化対策

1 青梅市地球温暖化対策実行計画の概要

地球温暖化は、化石燃料の消費や森林破壊といった人為的要因によって、二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの大気中濃度が高くなることにより、地表面の温度が上昇する現象です。

地球温暖化対策に向けた動向として、地球温暖化による気候変動リスクを低減するため、国内では「日本の約束草案」において 2030（令和 12）年度削減目標（温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比で 26%削減）が示されました。また、パリ協定等において、地球の平均気温上昇を産業革命前と比べて 2℃未満に抑えることが世界共通の目標となりました。

青梅市では今までに、青梅市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）として、第 1 次計画（平成 1 7 年度～平成 2 1 年度）および第 2 次計画（平成 2 2 年度～平成 2 6 年度）を策定し、地球温暖化防止に向けて取り組みを進めてまいりました。

現在は、平成 2 7 年度から第 3 次計画の期間中となり、各種環境施策に取り組んでおります。

第 3 次計画は、平成 1 1 年 4 月施行の「地球温暖化対策の推進に関する法律」により地方公共団体に策定とその実行が義務付けられたことにもとづき、平成 2 2 年 3 月に策定した第 2 次青梅市地球温暖化対策実行計画が 2 6 年度末に計画期間の終了を迎え、新たに、「第 3 次青梅市地球温暖化対策実行計画 市職員による環境負荷低減のための率先行動計画」を策定しました。

この計画は、青梅市環境基本条例および青梅市環境基本計画の基本理念にもとづき、市の温室効果ガス排出抑制対策を具体的に実行していくものです。

(1) 計画の位置付け

平成 1 1 年 4 月施行の「地球温暖化対策の推進に関する法律」により地方公共団体に策定とその実行が義務付けられたことにもとづき、平成 2 2 年 3 月に策定した第 2 次青梅市地球温暖化対策実行計画が 2 6 年度末に計画期間の終了を迎え、新たに、「第 3 次青梅市地球温暖化対策実行計画 市職員による環境負荷低減のための率先行動計画」を策定するものです。

この計画は、青梅市環境基本条例および青梅市環境基本計画の基本理念にもとづき、市の温室効果ガス排出抑制対策を具体的に実行していくものです。

(2) 計画の期間

平成 2 7 年度から令和元年度までの 5 年間

(3) 削減目標

平成 2 2 年度の排出量を基準として、令和元年度までに 1 0 %削減する。
(青梅の森の吸収源を含みます。)

(4) 率先行動計画

市は、市民・事業者の環境保全に関する自主的な取組を推進する立場にあり、市自らが率先して、これらの課題に取り組む必要があることから、率先行動計画として次の職員エコアクションを実践します。

ア 日常の事務・事業に関する取組

- ① 電気・燃料使用量の削減
- ② 自動車燃料使用量の削減
- ③ 省資源・リサイクルの推進
- ④ 水道使用量の削減
- ⑤ グリーン購入の推進

イ 公共施設整備等に関する取組

- ① 公共施設の再編と新設・更新時の省エネ改修
- ② 省エネ・新エネ設備の積極的導入
- ③ 環境への負荷の少ない電力調達の推進
- ④ 温室効果ガスの吸収源の保全
- ⑤ 公用車の低公害車への更新と自動車利用の抑制

(5) 進行管理体制

職員一人ひとりが各職場において、率先的に行動し、本計画を推進するため環境管理推進本部を設置します。この組織において、職員への啓発、行動計画の点検、評価、および公表を行うとともに、問題点を改善し、その結果を次の計画に活かすこととします。

2 青梅市地球温暖化対策実行計画の実施結果

青梅市の行う事務および事業に関し、地球温暖化対策の推進に関する法律で規定する温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン）の削減に努めた。

CO₂換算温室効果ガス排出量

(単位：kg-CO₂)

	種 類	CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFC	合 計
		(二酸化炭素)	(メタン)	(一酸化二窒素)	(ハイドロフルオロカーボン)	
施設	22年度 (基準年度)	8,295,636.3	1,706.7	1,186.0	—	8,298,529.0
	元年度	7,709,558.3	1,765.4	944.1	—	7,712,267.7
	増 減	△586,078.0	58.7	△241.9	—	△586,261.3
	増 減 率	△7.1%	3.4%	△20.4%	—	△7.1%
車両	22年度 (基準年度)	194,949.9	944.7	5,237.8	2,535.0	203,667.4
	元年度	150,633.4	199.9	4,431.6	3,373.5	158,638.4
	増 減	△44,316.5	△744.8	△806.2	838.5	△45,029.0
	増 減 率	△22.7%	△78.8%	△15.4%	33.1%	△22.1%
合計	22年度 (基準年度)	8,490,586.2	2,651.4	6,423.8	2,535.0	8,502,196.4
	元年度	7,860,191.7	1,965.3	5,375.7	3,373.5	7,870,906.1
	増 減	△630,394.5	△686.1	△1,048.1	838.5	△631,290.3
	増 減 率	△7.4%	△25.9%	△16.3%	33.1%	△7.4%

※ 令和元年度に庁用自動車 173 台中 13 台を電気自動車に更新した。